

# 文教環境分科会



6月21日

議案第29号 令和5年度鈴鹿市一般会計補正予算(第3号)

## 「ほっとルーム」の設置で不登校児童の支援を充実

○不登校対策推進事業費 358万2,000円

**【概要】** 校内適応教室「ほっとルーム」を新たに7校に設置するもの。

**質疑** 令和4年度には、3校に校内適応教室「ほっとルーム」を設置したが、どのような効果があったのか。

**答弁** 令和4年度に、桜島小学校、河曲小学校、牧田小学校の3校に、校内適応教室「ほっとルーム」を設置した効果としては、10月からほっとルームの職員が従事したことにより、10月もしくは11月からの不登校児童の人数が3月まで増えなかったという効果があった。

また、それぞれの学校にほっとルームを設置した効果を確認したところ、全く学校に来ることができなかつた児童が、ほっとルームがあることにより学校に来られるようになったというのが一番の効果ではないかという意見があった。

さらに、不登校傾向でなかなか学校に来ることができなかつた児童が、1~2時間ほっとルームで過ごして心を落ち着かせてから、教室に入ることができるようになったという効果もあった。

**質疑** 新たに設置する校内適応教室「ほっとルーム」に、パートタイム会計年度任用職員が週6時間従事するということであるが、週6時間で足りるのか。また、パートタイム会計年度任用職員の不在時にはどのように対応するのか。

**答弁** 校内適応教室「ほっとルーム」を利用する児童は、なかなか学校に来ることができない児童であり、1日当たり1時間から2時間程度学校に来るという想定で、週6時間と設定している。学校現場としては、ほっとルームに先生が常駐することが望ましいが、先生が常駐しているからといって、ほっとルームを利用する児童が、1時間目から6時間目まで来られるということではないため、必要最低限の時間として週6時間と考えている。

また、ほっとルームにパートタイム会計年度任用職員がいない時間帯には、授業がない先生や管理職の先生に入ってもらっている。

**質疑** 校内適応教室「ほっとルーム」に従事するパートタイム会計年度任用職員は、どのような資格を持っているのか。

**答弁** 校内適応教室「ほっとルーム」に従事するパートタイム会計年度任用職員は、教員免許を取得している。



校内適応教室「ほっとルーム」